

令和5年第4回

上ノ国町農業委員会総会議事録

開 会	4月25日
閉 会	4月25日

令和5年第4回 上ノ国町農業委員会総会

告示年月日	令和5年4月18日					
招集年月日	令和5年4月25日					
招集の場所	上ノ国町役場（連絡調整室）					
開閉会日時	(開会) 令和5年4月25日 午後6時00分					
及び宣言	(閉会) 令和5年4月25日 午後6時28分			議長 鈴木敏秋		
委員応召 及び 出席者氏名 出席委員 9名 欠席委員 0名 ○ 出席 × 欠席 遅早 遅刻早退	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	久末善輝	○			
	2	菊池和雄	○			
	3	森光行	○			
	4	山口公仁	○			
	5	京谷作右衛門	○			
	6	森宏樹	○			
	7	丸山由美子	○			
	8	山下敏雄	○			
	9	鈴木敏秋	○			
議事録署名委員	一番 久末善輝			八番 山下敏雄		
農地最適化 推進委員						
農業委員会 事務局職員 の氏名	局長 佐藤淳也			主査 石山雄大		
	主事 野坂浩亮					

議事日程

日 程	件 名
第 1	議事録署名委員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	報告第 1 号 会務報告について
第 4	報告第 2 号 農業委員会事務局職員の任免について
第 5	議案第 1 号 農用地利用集積計画案の作成について
第 6	議案第 2 号 現況証明願いについて
第 7	議案第 3 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
第 8	議案第 4 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等案の決定について

議 事 の 顛 末

《 開 会 宣 言 》

議 長

今日は皆さんお疲れのところご苦労様でございます。
ただいまから、令和5年第4回上ノ国町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は全員で、定足数に達しておりますので、総会が成立いたします。

(午後6時00分)

議 長

それでは、さっそく議事に入ります。

◎ 日程第1 議事録署名委員の指名について

議 長

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。
議事録署名委員は、議長から指名します。
議事録署名委員には、1番 久末委員、8番 山下委員の2名を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定について

議 長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
会期は、本日1日と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありますので、会期を本日1日と決定いたします。

◎ 日程第3 報告第1号 会務報告について

議 長

日程第3、報告第1号 会務報告についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第1号を朗読する。)

議 長

会務報告については、ただいま朗読したとおりであります。

本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第4 報告第2号 農業委員会事務局職員の任免について

議 長

日程第4、報告第2号 農業委員会事務局職員の任免についてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第2号を朗読する。)

議 長

本件については、ただいま朗読したとおりであります。

本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第5 議案第1号 農用地利用集積計画案の作成について

議 長

日程第5、議案第1号 農用地利用集積計画案の作成についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第1号を朗読する。)

議 長

本件の内容については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当する案件がありますので、議事進行上、まず番号1の内容について、事務局職員より説明させます。

本件については、8番 山下委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき、議決が終わるまで、山下委員の発言を禁じます。

それでは、説明を求めます。

議 長

これより質疑を行います。
本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号2及び番号3については、原案どおり可決いたします。
それでは、森光行委員の発言を許します。

議 長

続きまして、番号4の内容について、事務局職員より説明させます。
本件については、5番 京谷委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき、議決が終わるまで、京谷委員の発言を禁じます。
それでは、説明を求めます。

事務局

番号4、場所は字中須田〇〇〇番〇 外4筆、地目は現況が田・公簿が田及び原野で、面積合計は、11,597㎡です。
譲渡人は字中須田の〇〇〇〇さん、譲受人は字中須田の〇〇〇〇〇〇さんで、売買による所有権の移転となっております。
以下双方の関係事項については記載のとおりです。
以上です。

議 長

これより質疑を行います。
本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号4については、原案どおり可決いたします。
それでは、京谷委員の発言を許します。

◎ 日程第6 議案第2号 現況証明願いについて

議 長

日程第6、議案第2号 現況証明願いについてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

議 長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

◎ 日程第 7 議案第 3 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

議 長

日程第 7、議案第 3 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを議題といたします。事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第 3 号を朗読する。)

議 長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明します。

令和 5 年 4 月 1 日施行の改正農業委員会法により、全ての農業委員会において指針の策定が義務化されました。

本町の農業委員会では令和 2 年 8 月に本指針を策定しておりましたが、指針に掲げる内容についても変更となったことを受け、改正に合わせた指針の変更を行いました。

なお、指針を定めるにあたっては、農業委員会等に関する法律第 7 条第 3 項の規定により、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないこととなっておりますので、本指針については、あらかじめ推進委員の承認を得て本総会に提案しています。

それでは、25 頁をご覧ください。

第 1 基本的な考え方には、今後の農業者の高齢化や後継者不足の進行に対する遊休農地の発生防止、農地の集積・集約など、本指針の基本的な考え方を定めています。

26 頁をご覧ください。

第 2 具体的な目標と推進方法については、1 遊休農地の発生防止・解消について、(1) 遊休農地の解消目標は、本町の遊休農地は、現状が 0 ですので、これを維持していく目標設定としております。

27 ページをご覧ください。

2 担い手への農地利用の集積・集約化については、(1) 担い手への農地利用集積目標は、現在の町内の農地面積が 971ha、現状の担い手への集積面積が 631.8ha、集積率が 65.1%、3 年後の目標が農地面積 971ha、3 年後の担い手への集積面積が 653.7ha、集積率が 67.3%としています。これは、令和 2 年から令和 4 年の 3 年平均の集積面積が 7.3ha となっておりますので 7.3ha × 3 年の 21.9ha を現状の集積面積に加えた集積面積 653.7ha としています。

令和 13 年 3 月の目標が、農地面積 971ha、担い手への集積面積が 922.5ha、

集積率が95.0%としています。これについては、本町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の中で、集積率の目標が95%としておりますので、それに合わせた集積面積922.5ヘクタールとしています。

次に下の表の参考、担い手への育成・確保、上段の現状については、2020年の農業センサスより数値を記入しています。

3年後の目標については、85歳で離農すると考えで算出し、現状より総農家戸数が13戸離農し、3戸の個人が新規就農するという目標で10減の131戸、うち主業農家数77戸、担い手についても同じく85歳で離農すると考えで算出し、認定農業者が1減の26経営体、基本構想水準到達者が1減の4経営体として算出しています。

令和13年3月の目標についても、85歳で離農すると考えで算出し、現状より総農家戸数が29戸離農し、10戸の個人が新規就農、1法人が新規参入するという目標で18減の123戸、うち主業農家数69戸、担い手についても同じく85歳で離農すると考えで算出し、認定農業者が6戸減、法人1の増として5減の22経営体、基本構想水準到達者が1減の4経営体として算出しています。

次に(2)には、担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法がアから次の頁のエまで記載されています。

次に(3)には、担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法について記載されています。

次に3新規参入の促進について、(1)新規参入の促進目標は本町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の中で、個人については、10年間で10人の確保を目標とする。また、法人を10年間で1社増加させる。に準じて設定していますので、3年後の目標で個人3人の増、約10年後の13年3月で個人10人の増、法人1の増としています。

次に(2)には、新規参入の促進に向けた具体的な推進方法にアから次の頁のウまで記載されています。

次に(3)には、新規参入の促進の評価方法について記載されています。

次の第3地域計画の目標を達成するための役割については、本町で作成する10年後の目標である地域計画について、農業委員会としての役割が記載されています。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

◎ 日程第8 議案第4号 令和5年度最適化活動の目標の設定等案の決定について

議 長

日程第8、議案第4号 令和5年度最適化活動の目標の設定等案の決定についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第4号を朗読する。)

議 長

本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

《 閉 会 宣 言 》

議 長

以上、今総会に付議された議案は、全て議了いたしました。

これをもって、令和5年第4回上ノ国町農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(午後6時28分)

以上、議事録次第を確認し、ここに署名いたします。

議長 鈴木敏秋

署名委員 久末善輝

署名委員 山下敬雄